

◎呉市不妊治療費助成事業について

呉市では、人工授精、体外受精・顕微授精以外の方法では妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師が診断し、一般不妊治療(人工授精)及び医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精・顕微授精)とこれに伴う男性不妊治療を受けた夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする事業です。

※特定不妊治療の助成を受けた場合でも、一般不妊治療(人工授精)の助成申請が可能です。

対象者

次の条件すべてに該当する方 * 申請時に公的な証明書類が必要(添付書類:別に記載)

- 1 法律上の婚姻をしている夫婦(※対象治療の開始日において婚姻をしている夫婦)
- 2 申請時、夫又は妻のいずれか一方が、呉市に住民登録のある方
- 3 国内の対象医療機関で助成対象となる治療を受けた方
特定不妊治療については、指定医療機関(別に記載)で助成対象となる治療を受けた方
- 4 特定不妊治療については、夫婦の所得証明書[※]の合計所得金額から、各種控除額(「所得算定表」参照)を差し引いた額が730万円未満で、医師が証明した助成対象とする治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦

※一般不妊治療(人工授精)については、所得制限及び年齢制限はなし。

申請先

呉市保健所地域保健課(すこやかセンターくれ5階)の窓口で申請して下さい。また、郵送も可能です。

郵送先 〒737-0041

呉市和庄1丁目2番13号

呉市保健所 地域保健課 健康増進グループ宛

TEL0823-25-3540

実施要綱

呉市不妊治療費助成事業実施要綱

一般不妊(人工授精)治療費の助成

●助成対象となる治療(人工授精に係る治療 ※人工授精を行ったことが前提)

- ・呉市に在住期間中に行われた治療
- ・医療保険適用の有無は問わず行われた治療(治療に係る薬剤費等を含む)

●助成対象となる治療の範囲(診察料、処方箋料を含む)

- 1 事前検査として実施する精子の細菌学検査費用及びHIVなどの感染症検査費用
- 2 採精(事前採取も含む)費用
- 3 精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料(通常、人工授精施行当日に採取するが、夫の都合により人工授精当日に来院できない場合に限る。)
- 4 精子の濃縮、精子の洗浄等に要する費用
- 5 卵胞の育成や排卵を促すための薬剤等を用いた治療に要する費用(治療の過程で行われる検査を含む)
- 6 精子を子宮内に注入するために要する費用
- 7 人工授精後、感染予防のため服用する抗生剤等
- 8 その他医師が一般不妊治療(人工授精)として必要と認める治療

●対象医療機関

人工授精を実施している国内の医療機関

●助成額(千円未満切り捨て)

本人負担額の2分の1の額で、夫婦1組につき1年に上限5万円まで助成します。

※1年の区分：3月診療分～2月診療分

※「呉市一般不妊(人工授精)治療費助成申請に係る証明書」の「院外処方の有無」が「有」の場合は、院外処方に要した費用も対象になります。

※文書料、個室料等の直接的な治療費ではない費用は対象になりません。

●助成期間

助成を開始した診療日(人工授精を受けた日)の属する月から継続する2年間

※医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合、当該中断期間の日数を延長します。

※助成を受けた夫婦が妊娠に至り、さらに次の妊娠を希望される方は、再び2年間設定します。

●申請方法及び申請期限

1年分(3月診療分～2月診療分)をまとめて、治療が終了した日から1年以内に申請してください。

※1年の途中で治療が終了した場合は、終了した日から1年以内に申請してください。

※申請期限前に市外に転出される場合は、転出前に申請してください。

●申請書類

1 **様式第1号** 「呉市不妊治療費助成事業申請書(一般(人工授精)・特定)」

2 **様式第2号** 「呉市不妊治療費助成事業助成金請求書」

3 **様式第3号** 「債権者(受取人)登録申請書」 ※振込口座は、申請者本人名義のもの。

※口座情報が確認できる通帳等の写しを添付。

※初回申請時のみ。ただし、登録の内容に変更があった場合は、再提出。

※(1),(2),(3)は同一人とし、同じ印鑑(認印)を押印。以降も同じ申請者及び印鑑で申請。

※スタンプ印等は不可

4 **医師の証明書**

様式第4号「呉市一般不妊(人工授精)治療費助成申請に係る証明書」

5 **医療機関等が発行した領収書(写し)**

当該助成に係る治療期間中のすべての領収書の写し(院外処方がある場合、薬局の領収書を含む)

●添付書類

1 **戸籍謄本(原本)** ※原則、初回申請時のみ添付。発行日から3ヶ月以内のもの

※夫又は妻が世帯主でない場合や別世帯(別居)の場合、住民票で夫婦の続柄が確認できないときは戸籍謄本が必要。

※夫婦が外国籍の場合や別世帯(別居)等の理由で、住民票で夫婦の続柄が確認できない場合は、婚姻証明書等の公的な書類が必要。

2 **住民票(原本)世帯全員記載のもの** ※続柄等の記載があるもの ※マイナンバーの記載は不要。

異動がない場合は、発行日から3ヶ月有効

※夫婦別世帯(別居)の場合、夫婦それぞれの住民票を添付。

※広島県が行う不妊検査・一般不妊治療費の助成制度もあります。一般不妊治療費(人工授精)は、呉市と広島県の両方で助成を受けられる場合があります。(※支給要件等の詳細については、広島県のホームページまたは広島県子供未来応援課TEL082-513-3176までお問い合わせください。)

特定不妊治療費の助成

●助成対象となる治療(体外受精・顕微授精及び男性不妊治療)

- ・ 指定医療機関において次の治療を受けた方。
- ・ 体外受精・顕微授精に係わる治療(「治療ステージと助成対象範囲」参照)で医療保険が適用されない治療
- ・ 体外受精及び顕微授精(治療内容のCを除く)に至る治療の一環として行われた男性不妊治療(精巣内精子回収法等よる手術, 精子凍結料を含む)で医療保険が適用されない治療

※結果として体外受精, 顕微授精を行わず, 治療を中止した場合は, 助成の対象外です。(※単独で行われた男性不妊治療は, 助成の対象外。)ただし, 特定不妊治療の主治医の判断に基づき, 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが, 精子が得られない, 又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合は, 助成の対象となります。この場合は, 男性不妊治療のみの助成申請となり, 助成回数1回に数えます。

●体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで				受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植					妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲	
	薬品投与(点鼻薬) (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(注射) (自然周期で行う場合もあり)	採卵	採精(夫)		新鮮胚移植		凍結胚移植					
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	薬品投与 (自然周期で行う場合もあり)	胚移植			黄体期補充療法
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日		
A 新鮮胚移植を実施													助成対象
B 凍結胚移植を実施*													
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施													
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精等により中止													
F 採卵したが卵が得られない, 又は状態のよい卵が得られないため中止													
G 卵胞が発育しない, 又は排卵終了のため中止													対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													

* B: 採卵・受精後, 1~3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合

* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが, 精子が得られない, 又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

●助成額(千円未満切り捨て) * 上限金額を超える場合は, 上限額まで。

- ・ 医師の証明書中, 治療内容のA, B, D, Eは, 1回/上限15万円までとし, 初回(助成)の治療に限り, 上限30万円とします。また, 治療内容のC, Fは, 1回/上限7万5千円まで助成します。(採卵を伴わないC, Fの治療は, 初回の助成も同額となります。)
- ・ 体外受精及び顕微授精(治療内容のCを除く)に至る治療の一環として行われた男性不妊治療については, 1回/上限15万円までとし, 平成31年4月治療分から, 初回(助成)の治療に限り, 上限30万円とします。

※初回の助成(通算1回目)は, 呉市及び他の自治体(都道府県, 指定都市, 中核市)から一度も助成を受けていない方に限ります。

●助成対象回数

体外受精及び顕微授精は、初めて助成を受けた際の、治療開始日の妻の年齢が、39歳以下の方は43歳になるまでに通算6回、40歳以上の方は43歳になるまでに通算3回。

※平成25年度以前から平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合は助成の対象外です。(※助成を受けなかった年度は含みません。)

※過去に、他の自治体(都道府県、指定都市、中核市)から助成を受けている場合は、その回数を引いた回数が限度となります。

●申請期限

・対象となる治療が終了した日の翌日から起算して、2か月以内に申請してください。

※治療が終了した日とは医師の証明書の中、治療期間の終わりの日

●申請書類等

1 様式第1号「呉市不妊治療費助成事業申請書(一般(人工授精)・特定)」

2 様式第2号「呉市不妊治療費助成事業助成金請求書」

3 様式第3号「債権者(受取人)登録申請書」 ※振込口座は、申請者本人名義のもの。

※口座情報が確認できる通帳等の写しを添付。

※初回申請時のみ。ただし、登録の内容に変更があった場合は、再提出。

※(1),(2),(3)は同一人とし、同じ印鑑(認印)を押印。以降も同じ申請者及び印鑑で申請。

※スタンプ印等は不可

4 医師の証明書

広島県統一様式「不妊治療費助成申請に係る申請書」

5 医療機関が発行した領収書(写し)

当該助成に係る治療期間中のすべての領収書の写し

●添付書類

1 戸籍謄本(原本) ※原則、初回申請時のみ添付。発行日から3ヶ月以内のもの

※夫又は妻が世帯主でない場合や別世帯(別居)の場合、住民票で夫婦の続柄が確認できないときは戸籍謄本が必要。

※夫婦が外国籍の場合や別世帯(別居)等の理由で、住民票で夫婦の続柄が確認できない場合は、婚姻証明書等の公的な書類が必要。

2 住民票(原本)世帯全員記載のもの ※続柄等の記載のあるもの ※マイナンバーの記載は不要

異動がない場合は、発行日から3ヶ月有効

※夫婦別世帯(別居)の場合、夫婦それぞれの住民票を添付。

3 夫婦それぞれの所得(課税)証明書(特定不妊治療のみ) ※源泉徴収票:不可

※4月～5月までの申請:前年度の証明書, 6月～3月の申請:本年度の証明書

※証明年度の年の1月1日現在, 住民登録のある市区町村で取得。

※所得がない場合も所得証明書を添付。(取得可)

●指定医療機関

1 呉市内の指定医療機関

医療機関名	住所	体外受精	顕微授精
笠岡レディースクリニック	呉市西中央1丁目3-9 5F	○	○

2 呉市外の指定医療機関一覧

不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業指定医療機関一覧（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html/>

お問い合わせ先

呉市保健所 地域保健課 健康増進グループ

〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 すこやかセンターくれ5階

電話番号:0823-25-3540